■「市長が（特に）認めた場合」の使用料の免除・減額適用一覧（令和2年9月1日から適用）

令和8年10月１日現在

No	施設分類	施設名称	所管課等	A ■市（市教育委員会含む）及び市議会が主催、共催する事業（後援、協賛は免除・減額の対象外） ■施設の管理運営団体	B ■市内の特別支援学校の事業 ■横手市学校体育連盟、中学校体育連盟 ■市内の小中学校の認定地域クラブの部活動 ■スポーツ少年団活動	C ■市内の認可保育所、認定こども園、児童養護施設、特定地域型保育事業所、認可外保育施設の事業	D ■市内高校の活動、および所属する教職員の活動	E 各種保護者会等 ■市内のスポーツ少年団の保護者会活動 ■市内の保育所、認定こども園、児童養護施設、特定地域型保育事業所、認可外保育施設、小学校、中学校、高校の保護者会による活動（学年やクラス単位の保護者会、部活動・スポーツ少年団等の親の会含む） ■市内小中学校又は中学校のPTA活動	F ■自治会（町内会、子供会、青年会含む） ■行政協力団体・地域福祉団体（社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、納税貯蓄組合、防犯協会、婦人会、観光推進機構、観光協会） ■社会教育関係団体（横手市子ども会育成連合会、青少年育成横手市民会議、横手市芸術文化協会加盟団体）	G ■共助組織、地区交流センター運営協議会	H ■生涯学習活動推進団体	I ■横手市スポーツ協会加盟団体（協会、連盟）、総合型地域スポーツクラブ	J 市外の利用者
1	地区交流センター 生涯学習施設	■地区交流センター設置条例施設 （横手中央、朝倉、旭、栄、境町、黒川、金沢、増田、亀田、西成瀬、狙半内、浅舞、吉田、醍醐、沼館、里見、福地、大沢、館合、大森、八沢木、ほろわ、川西、十文字、三重、十文字西、山内、大雄、蛭野分館、樽見内分館、大森分館、筏分館） ■横手総合交流促進施設設置条例施設 （オアシス館、ふるさと館、さかえ館、あさくら館、旭ふれあい館、金沢孔城館） ■横手市生涯学習館Ao−na ■大森総合学習センター ■山内南郷コミュニティセンター ■大雄交流研修館 ■雄物川コミュニティセンター	教育委員会 関係各地域課	100%免除	100%免除	100%免除	50%減額	50%減額	100%免除	100%免除	100%免除 （ただし、地区交流センター等付随の体育館は50%減額）	免除・減額なし （ただし、地区交流センター等付随の体育館は50%減額）	免除 減額なし
2	社会体育施設	■十文字B＆G海洋センター ■横手市立体育館設置条例 ■社会体育施設設置条例施設 （横手体育館、増田体育館、平鹿体育館、雄物川体育館、山内体育館、白山体育館、横手武道館、浅舞陸上競技場、雄物川陸上競技場、十文字陸上競技場、山内陸上競技場、増田野球場、沼館野球場、十文字野球場、山内野球場、十文字テニスコート、山内テニスコート、十文字西スポーツセンター（屋内運動場等）、平鹿相撲場、十文字相撲場、大森前田運動場、吉田多目的運動広場、川西地区多目的運動広場、大雄運動広場、古内河川運動公園、志摩河川運動公園、大雄運動公園、増田ニュースポーツ広場、中島グラウンド、八幡野グラウンド） ■農業者トレーニングセンター設置条例施設 （平鹿） ■大雄阿気農村運動広場	教育委員会 関係各地域課	100%免除 ※横手市立体育館の理暖房設備及び照明設備を除く。	100%免除 ※横手市立体育館の理暖房設備及び照明設備を除く。	100%免除 ※横手市立体育館の理暖房設備及び照明設備を除く。	50%免除 ※横手市立体育館の理暖房設備及び照明設備を除く。	免除・減額なし	免除・減額なし	100%免除 ※横手市立体育館を除く	50%減額 ※横手市立体育館の理暖房設備及び照明設備を除く。	50%減額 ※横手市立体育館の理暖房設備及び照明設備を除く。	
3	全市的な利用形態となっている施設	ふれあいセンターかまくら館	観光おもてなし課	100%免除	※全市的な利用形態となっている施設。現状、免除・減額での利用は数例のみ。不必要な免除、減額の規定を新たに設定せず、引き続きこの利用形態を維持。免除・減額の判断を迫られたときは、**No.1を参酌する基準とする。**								
		交流センターY2ぷらざ	地域づくり支援課										
		勤労者等福祉施設サンサン横手	商工労働課										
		就業改善センター（平鹿・雄物川）	関係各地域課										
		こうじ庵	商工労働課										
		横手市民会館	生涯学習課										
4	特定目的型施設	横手駅東西交流施設（市民ギャラリー）	観光おもてなし課	100%免除	※現状、免除・減額での利用は数例のみ。不必要な免除、減額の規定を新たに設定せず、引き続きこの利用形態を維持。免除・減額の判断を迫られたときは、**No.1を参酌する基準とする。**								
		増田生活環境施設ほたる	増田地域課										
		平鹿農家高齢者創作館	平鹿地域課										
		雄物川民家苑木戸五郎兵衛村	雄物川地域課										
		大森町中心部活性化施設	大森地域課										
		横手市増田まんが美術館（コンベンションホール）	横手の未来とともにつくる課										
		真人山荘（休憩）	増田地域課										
		横手市農村体験学習施設アイリスハウス（ホール）	平鹿地域課										
		山内林業者等緑地休養施設「やまばと山荘」	山内地域課										
		保健センター（横手・雄物川）	健康推進課 雄物川市民サービス課										
		横手市公文書館	総務課										
		横手市園芸振興拠点センター	食農推進課										
		横手市総合技能センター	商工労働課										
5	都市公園条例による設置施設	大鳥公園（運動広場・テニスコート）	スポーツ振興課	100%免除	100%免除	100%免除	50%減額	免除・減額なし	免除・減額なし	100%免除	50%減額	50%減額	
		記念公園（運動広場）	スポーツ振興課										
		横手公園（運動広場）	スポーツ振興課										
		赤坂総合公園（野球場・運動広場・GG場）	スポーツ振興課										
		十五野公園（野球場）	平鹿地域課										
		大森野球場	大森地域課										
		大森体育館	大森地域課										
		大森公園多目的広場	大森地域課										
		大森公園テニスコート	大森地域課										
		大森グランドゴルフ場	大森地域課										
6	防災センター	横手市防災センター（横手・平鹿・十文字）	関係各地域課	100%免除	100%免除	100%免除	50%減額	50%減額	100%免除	100%免除	100%免除 （ただし、付随の体育館は50%減額）	免除・減額なし （ただし、付随の体育館は50%減額）	
7	生涯学習型施設類似施設	コミュニティ消防センター（寿町・平城）	横手地域課	100%免除	100%免除	100%免除	50%減額	50%減額	100%免除	100%免除	100%免除 （ただし、付随の体育館は50%減額）	免除・減額なし （ただし、付随の体育館は50%減額）	
		増田地区多目的研修センター	増田地域課										
		雁村環境改善センター（平鹿・大森・十文字）	関係各地域課										
		下鍋倉地区農村集落多目的共同利用施設	平鹿地域課										
		二井山地区農村集落多目的共同利用施設	雄物川地域課										
		山内ふれあい交流センター（ポッポあいのの）	山内地域課										
		大雄農業団地センター	大雄地域課										
8	農産品加工所関連	道の駅十文字	十文字地域課	※現状、各施設ともに免除での利用実績はあるが（個人、町内会等）、適用については統一性なし。またA～Iの利用者形態に該当がない。 ※加工に関しては、加工したものを販売することが目的と判断されるため、**免除・減額は適用しないものとする。** ※**免除・減額の判断を迫られたとき、また貸し部屋のある施設については、No.1を参酌する基準とする。**									
		増田特産品開発研修施設	増田地域課										
		山内農林産物加工施設	山内地域課										
		山内農林産物加工交流施設	山内地域課										

注） 酒席を伴う場合は、減額又は免除を受けることが出来ません。